

[刑 法]

以下の【事例 1】及び【事例 2】を読んで、後記【設問 1】及び【設問 2】に答えなさい。

【事例 1】

- 1 甲は、かねてより会社の上司であるXから執ように叱責されるなどしていたことに恨みを募らせ、登山が趣味のXを登山に誘って山中に連れ出し、Xを殺害した上でXが滑落によって事故死したように装い、犯跡を隠蔽しようと考えた。甲は、某月1日、Xを登山に誘い、Xが喜んで応じたことから、同月10日、Xと2人で1泊2日の登山に出掛けた。
- 2 甲とXは、同日午前10時頃から登山を始めたが、同日午後4時頃、天候が急変して降雨となったため、当初の登山計画を変更し、山頂付近にあった無人の小屋で一晩を過ごすこととした。甲は、同日午後5時頃、疲れていたXが上記小屋内で熟睡したことから、この機会にXを殺してしまおうと決めた。ちょうどその頃、雨が止んだため、甲は、Xを殺した後にXの滑落死を装うための場所をあらかじめ探そうと思い立ち、上記小屋周辺を下見しておくことにした。甲は、しばらくの間、上記小屋を離れ、外に出ることにしたが、外にいる間にXに逃げられないようするため、同日午後5時5分頃、同小屋の出入口扉を外側からロープできつく縛り、内側から同扉を開けられないようにした。なお、上記小屋は、木造平屋建てで、窓はなく、出入口は上記扉1か所のみであった。
- 3 その後、甲は、上記小屋から歩いて約100メートル離れた場所に、高さ約70メートルの岩場の崖があるのを確認し、同日午後6時頃、同小屋に戻り、上記ロープをほどいた。Xは、同日午後5時頃に熟睡した後、一度も目を覚まさなかった。

【設問 1】

【事例 1】において、甲に監禁罪が成立するという主張の当否について、具体的な事実関係を踏まえつつ、反対の立場からの主張にも言及して論じなさい。

【事例 2】（【事例 1】の事実に続けて、以下の事実があったものとする。）

- 4 甲は、上記小屋内に戻った後、Xを殺そうと思ったが、死体がすぐに見つかってしまっては何らかの殺害の痕跡が発見され、滑落による事故死ではないことが判明してしまうと不安に思った。そこで、甲は、同日午後6時10分頃、Xの携帯電話機をXの死体から遠く離れた場所に捨てておけば、同携帯電話機のG P S機能によって発信される位置情報をXの親族等が取得した場合であっても、Xの死体の発見を困難にできる上、Xが甲とはぐれた後、山中をさまよって滑落したかのように装う犯跡隠蔽に使えると考え、眠っているXの上着のポケットからXの携帯電話機1台を取り出し、自分のリュックサックに入れた。
- 5 甲は、同日午後6時20分頃、Xを殺すため、眠っているXの首を両手で強く絞め付け、Xがぐったりしたのを見て、Xが死亡したものと思い込んだ。しかし、この時点で、Xは、意識を失っただけで、実際には生きていた。
- 6 甲は、同日午後6時25分頃、Xの死体を上記崖まで運んで崖下に落とすため、Xの背後から両脇に両手を回してXの身体を抱え上げた。その際、XのズボンのポケットからXの財布が床に落ち、これを見た甲は、にわかに同財布内の現金が欲しくなり、同財布内から現金3万円を抜き取って自分のズボンのポケットに入れ、同財布をXのポケットに戻した。
- 7 甲は、同日午後7時頃、Xを上記崖まで運び、Xを崖下に落とした。甲は、Xが既に死んでいると軽信し続けていたが、この時点でもXはまだ生きており、上記崖から地面に落下した際、頭部等を地面に強く打ち付け、頭部外傷により即死した。

8 甲は、すぐに上記崖から離れ、同日午後10時頃、同崖から約6キロメートル離れた場所まで来ると、その場に上記携帯電話機を捨てた。同月11日、Xが帰宅しなかつたことから、Xの親族が上記携帯電話機のG P S機能によって発信される位置情報を取得し、その情報を基にXの捜索が行われたが、Xの発見には至らなかった。

〔設問2〕

【事例2】における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

第1 設問1

1 【事例1】において、甲に監禁罪（刑法第220条後段（以下、「刑法」は省略。））は成立するか。

2 刑法第220条では「人を」と規定されているが、同罪の保護法益は身体活動の自由であるため、自然人であっても身体活動能力を有しない者については同罪の客体には当たらない。この点、甲が、Xに逃げられないよう小屋の扉を開けられないようにしていった間、Xは熟睡していたため、そのような者も、同条の「人」に該当するのかが問題となる。

この点、身体活動の自由を、現実的な自由とする見解からは、Xは熟睡していたのであるから「人」に該当しないという結論も考え得る。しかしながら、睡眠のように一時的かつ偶然的な事情によって活動がない者までを同罪の保護の対象から外すというのは保護の範囲として狭すぎて妥当ではない。

私見は、身体活動の自由とは、活動したいときに活動的できるという潜在的又は可能的な自由であると解するので、そのような自由を有する者であれば、同罪の客体足り得ると考える。本問についてみると、Xは睡眠から覚醒すれば自由に身体活動を行うことができる者であるから、刑法第220条後段の「人」に該当すると考える。

3 「監禁」とは、人の身体を場所的に拘束して、身体活動の自由を奪うことをいう。

本問で甲は、Xがいる小屋の出入口扉をロープできつく縛り、内側から開けられないようにしており、もって、同人の身体を場所的に拘束していると評価できるから、「監禁した」に当たる。

4 上記監禁行為について、違法性阻却事由に該当するような事情はないため、「不法に」も満たす。

5 よって、甲には監禁罪が成立する。

第2 設問2

1 甲がXの携帯電話をリュックサックに入れた行為

（1）甲は、眠っているXの上着ポケットから携帯電話1台を取り出して自身のリュックサックに入れている。

同行為は、Xの「財物」である携帯電話について、同人の意思に基づかぬまま占有を移転させて「窃取」しているから、窃盗罪（235条）の客観的構成要件要素を満たす。

（2）しかしながら、甲が同携帯電話を自身のリュックサックに入れたのは、後述する殺人の後に、Xの死体発見を困難にしたり、犯跡を隠蔽したりする目的であるから、不法領得の意思がないようにも思える。

ここに、不法領得の意思とは、権利者を排除し他人の物を自己の所有物として使用する意思と、その物を経済的用法に従って利用処分する意思をいい、財産罪と毀棄罪とを区別するために財産罪の主観的構成要件要素として求められるものである。

この点、甲は、Xの携帯のGPS機能を利用して犯跡の隠蔽等を

行おうとしているから、その限度では同携帯電話を利用しているとみる余地がある。しかしながら、携帯電話の本来の用法は、通話その他の情報通信であるから、経済的用法に従った利用処分とは、通話その他の利用をした場合に限られるものと解する。

そのように解すると、甲は、X の携帯電話を経済的用法に従つて利用処分する目的で取得したわけではないから、不法領得の意思を欠くものと考える。

(3) 他方で、甲は X が知らないうちに同携帯電話を取得して、X に取得した事実も保管場所も教えず、X が同携帯電話を利用することを妨げてその物の効用を失わせているから、「他人の物を損壊し」に該当し、器物損壊罪（261条前段）が成立する。

2 甲が X の現金3万円を抜き取った行為

(1) 甲は、意識を失っている X のズボンのポケットに入っていた財布から、現金3万円を抜き取って、自分のズボンのポケットに入れている。この時点では X は生きているため、甲の同行為は「他人の財物」である現金3万円の占有を移転させて「窃取」したものであるから、窃盗罪の客観的構成要件要素を満たす。

(2) しかし、甲は、この時点で X が既に死亡しているものと誤信しているため、甲には占有離脱物横領罪（254条）の故意しかないとも思える。これについて考えるに、死者には原則として占有が認めらないが、自身が被害者を死亡等させ、自身の行為を利用して財物の占有を離脱させたような場合には、その者との間

では死亡後も被害者の占有は継続して保護されるものと解するのが財産罪の保護法益との関係で妥当と考える。

本問では、甲は、X の首を絞めて意識を喪失（甲の主觀では死亡）させた後、その状態を利用して、X の現金を抜き取っているから、甲の実際の生死にかかわらず、甲との関係では X の占有はまだ続いているものといえ、甲の故意に錯誤は無い。よって、甲が X の死亡を誤信していたことは、甲の故意を阻却しない。

(3) よって、甲が現金3万円を抜き取った行為には、窃盗罪が成立する。

3 甲が X の首を絞めつけた行為

(1) 甲が、眠っている X の首を両手で強く絞めつけた行為（以下、「第1行為」。）は、X の生命を断絶させる危険性のある行為であって、殺人罪（199条）の実行行為に当たる。この点、X は同行為によっては死亡せず、その後に甲が行った崖からの突き落とし行為（以下、「第2行為」。）によって死亡しているため、第1行為と X の死亡との間に因果関係があるかが問題となる。

この点、因果関係は、結果の発生を理由としてより重い違法性が認められるかという問題であるから、刑法が結果発生を回避するために禁止している行為、即ち実行行為が有している危険性が、結果として現実化したといえるような関係性がある場合には、刑法上の因果関係が肯定されるものと解する。

本問についてみると、甲はそもそも、第1行為によって X を死

亡させるというものであるから、第1行為の危険性は極めて高いものといえ、他方で第2行為は甲が当初より計画していた犯跡隠蔽行為であって異常性は低く、仮に第2行為がなくとも夜間の山中に意識を失ったまま放置されればXの死亡の可能性はあったことからすれば第2行為の結果への寄与は大きくないといえる。

以上からすれば、第1行為の後に、第2行為が介在しているといえども、第1行為とXの死亡との因果関係は肯定できるものと解する。

(2) しかし、甲の故意は肯定できるか。甲は、第1行為によってXを殺害するつもりであったから、この点に関して故意は阻却されないが、その後の因果経過についての認識はなく、錯誤があるために故意が阻却されないか。

この点、上述したように、因果関係は、その行為の危険性が現実化したといえるかの問題であるから、因果関係の錯誤についても、行為の有する危険性の範囲内で生じているものであれば故意が阻却されないものと解する。本問では、第2行為は、第1行為の犯跡隠蔽行為として当初より甲が計画していたものであり、これが途中で阻害されるような事情はなかったのであるから、死亡結果が第1行為によって生じたか、第2行為によって生じたかは結果発生のバリエーションの範囲内の問題であって、第1行為が有する危険性が現実化したものということができるから、かかる因果関係の錯誤は故意を阻却しない。

(3) よって、甲の第1行為については殺人罪が成立する。

4 第2行為

甲が行った第2行為について検討するに、Xは第2行為によって死亡したものであるが、甲はXが既に死亡しているものと認識していたから、死体遺棄罪（190条）の故意で、殺人罪の実行行為を行ったものであり、38条第2項により故意が阻却され殺人罪は成立しない。

また、死体遺棄についても、客観的には殺人を行っており、健全な宗教的風俗・感情を保護法益とする死体遺棄と、生命身体の安全を保護法益とする殺人とでは構成要件に重なりがなく故意が肯定できない。

しかしながら、甲の第2行為については、Xが死体であると誤信して投棄するという重大な過失によって、Xを傷つけたとの限度で過失犯の成立があり得る。死亡結果については第1行為に帰属するため帰責できないが、第2行為については重過失致傷罪（211条後段）が成立する。

5 罪数

以上の通り、甲には、器物損壊罪、窃盗罪、殺人罪、重過失致傷罪が成立し、これらは併合罪（45条前段）の関係となる。

以 上

令和12月14日ゼミ（刑法）レジュメ
(問題：令和5年予備試験刑法)

＜設問1＞

(出題の趣旨（抜粋）)

「甲の行為は、Xの現実の異動の意思に影響を及ぼしていない。このような場合に監禁罪が成立するという主張の当否について、監禁罪の保護法益である自由の意義に関して反対する立場からの帰結やその問題点等にも留意しつつ論じなければならない。その際には、本件の具体的な事実が保護法益論とどのように関連するのかを意識しながら論じる必要がある。」

- ・本問が現実的自由説と、可能的自由説の対立を書いて欲しいことは問題文からも明白。ただ、どのように書き始めるかは問題。

→条文解釈から始める意識（§220後段「人を」）

→保護法益は、「人の身体活動の自由」。

そこでいう「自由」とは何を指すかで可能的自由・現実的自由の対立が生じる。

- ・なお、「監禁した」についても、例えば、「監禁とは『人の身体を間接的に拘束して、その身体活動の自由を奪うこと、即ち、人が一定の区画された場所から脱出することを不能または著しく困難にすること』を指し、本問の事例では〇〇だからこれに当たる。」等と簡単にあてはめをして欲しい。（定義は条解より引用。）

＜設問2＞

①窃盗？（携帯）

(出題の趣旨（抜粋）)

「…甲に不法領得の意思を認めるか否かについて利用処分意思の内容を具体的に明らかにしつつ検討する必要がある。」

- ・こちらも典型論点で、メインは不法領得の意思の問題であることは明らか。ただ、客觀面についても簡単に認定はして欲しい。
- ・不法領得の意思とは、権利者を排除し他人の物を自己の所有物として、その経済的用法に従いこれを利用し処分する意思。本問は後者の問題。

本問の特徴は、甲は、“GPS機能によって死体発見場所をごまかそうしている”ということ。携帯を破壊してGPSでの探知ができないようにする目的ではなく、敢えてGPSはそのままにして、別のところに捨てているということ。GPSを利用しているという意味では、利用処分意思がありそうに思えるところに言及した上で、利用処分意思あり（窃盗）とするか、本来の用法では

ないので毀棄罪とするかは、いずれもあり得るであろう。

②窃盜？（現金3万円）

（出題の趣旨（抜粋））

「窃盜罪の客観的構成要件を充足するが、Xが死亡していると誤信していることから、甲に窃盜罪の故意が認められるかについて、死者の占有を認めるか否かとの関係を明らかにしつつ検討する必要がある。」

- ・この時点でXは生きているので、窃盜罪の客観的構成要件要素は全て満たしている（但し、簡単にあてはめはして欲しい。）。

しかしながら、甲が、Xは死んだものと誤信しているので、甲には占有離脱物横領罪の故意しか無いようにも思われ、この点が犯罪の成否に影響するかが問題。

→（最判昭和41.4.8）（人を殺害した後、領得の意思を生じて被害者の時計を奪取した事案において）「このような場合には、被害者が生前有していた財物の所持はその死亡直後においてもなお継続して保護するのが法の目的にかなうものというべきである。そうすると、被害者からその財物の占有を離脱させた自己の行為を利用して右財物を奪取した一連の被告人の行為は、これを全体的に考察して、他人の財物に対する所持を侵害したものというべきであるから…」

- ・死者の占有については複数の説が分かれているが、上記の判例の見解を使うのであれば、全体的な考察をしたうえで、「自己の行為を利用して財物を奪取したといえるのか」を検討する必要がある。

③殺人等

（出題の趣旨（抜粋））

「（2）の殺意をもって行われた第1行為から死亡結果が発生せず、（3）の冊いなく行われた第2行為によって死亡結果が発生した場合（いわゆる遅すぎた構成要件の実現）の殺人既遂罪の成否に関し、問責対象となる行為を特定して各行為の擬律判断（第1行為と死亡結果との因果関係及び因果関係の錯誤並びに第2行為の処理等）を検討する必要がある。

刑法は検討のステップが大事なので、きちんと整理して論ずることが大事。

（1）第1行為

- ・第1行為は死亡の現実的危険性のある行為（甲も、第1行為で殺害しようと考えていた。）であり、実行行為として認められる。

問題は因果関係で、第1行為そのものでXは死亡しておらず、その後の第2行為で死亡しているため、死亡結果までの間に自身の行為が介在している事案。

判例は、大判大正12・4・30（砂上吸引事件）において因果関係があることを前提に殺人既遂罪の成立を認めている。

因果関係について、判例は明確な理論的立場の表明を避けているため、理由付けとしては自身が使っている基本書の学説に依るのがよいと思う。相当因果関係であっても、危険の現実化であっても、少なくとも判断基準の選択で点数が減ることはないので、自身が用いる見解を正しく書いてもらえば問題ない。

・甲は、第1行為によってXを殺害しようとしているので、故意も問題なくあるように思われるが、結果的に第2行為によってXが死亡したということについて因果関係の錯誤があるため、因果関係の錯誤が故意を阻却しないかを検討する必要がある。

この点に関しても、例えば前掲判例は「死トノ間ニ原因結果ノ関係アルコトヲ認ムルヲ正当トスヘク被告ノ誤認ニ因リ死体遺棄ノ目的ニ出テタル行為ハ毫モ前記ノ因果関係ヲ遮断スルモノニ非ザル」としている等、理論的な立場は明確ではない。そのため様々な見解があり得るので、自身の見解を正確に論じられていれば問題がないと思う。

（2）第2行為

出題の趣旨に、「…第2行為の処理等」とあるので、第1行為で殺人既遂を成立させた場合に、第2行為がどうなるのかという点も、一応の出題の趣旨であったものと思われる。

客観的には、生きているXを崖から落としているので殺人既遂であるが、主観的には、甲はXが死亡しているものと誤信し、死体遺棄を行ったに過ぎないから、§38Ⅱにより殺人罪は成立しない。

殺人と、死体遺棄罪との間には保護法益の重なりはない（「礼拝所及び墳墓に関する罪」の保護法益は、現に存在している健全な宗教的風俗・感情）、抽象的事実の錯誤で法定的符合説を探る前提であれば故意は認められない。

一応、故意が阻却されても重過失致傷（§211後段）の成立の余地はある（死の結果の二重評価はできないので、致傷に留まる。（最決昭和53年3月22日参照）ので、検討できる余裕があれば検討しても良いと思う。

④罪数

各々が成立させた犯罪をまとめて、罪数を論じて欲しい。

併合罪（§45前段）という処理になる答案が殆どだと思われる。

以上

最優秀答案

回答者：T・S さん

第 1、設問 1

甲は、小屋で熟睡している X が小屋から逃げられないように、出入口の扉を外側からロープでできつく縛り、内側から扉を開けられないようにした。甲のかかる行為に監禁罪（刑法 220 条、以下法令名省略。）が成立するとの主張は正しいか。

- 1、(1)、甲は、小屋の唯一の出入口の扉を内側から開けられないようにし、X の小屋からの場所的移動を不可能にしているため、「監禁」にあたる。
- (2)、甲は個人的な恨みから X を監禁しているため、違法性阻却事由はなく、「不法に」監禁したといえる。
- (3)、X は監禁される前に熟睡した後、監禁中に一度も目を覚まさなかった。そのため、X は監禁されたことを認識していない。そこで、本罪が成立に、客体が監禁されていることを認識する必要があるか。

この点、本罪の保護法益を現実に移動しようと思った時に移動できる自由であり、本罪の成立には、被害者が監禁されていることを認識する必要があるとする見解がある。しかし、かかる見解によると、同じ監禁行為を行っても被害者の認識の有無で本罪の成否が別れてしまい、不公平である。そこで、本罪の保護法益は移動しようと思えば移動できる自由であり、本罪の成立には、被害者が監禁されていることを認識する必要はないと解する。

2、甲には監禁罪の故意が認められる。

3、よって、甲のかかる行為に監禁罪が成立するとの主張は正しい。

第 2、設問 2

1、甲は、X の上着のポケットから携帯電話を取り出し、自分のリュックサックに入れた。甲のかかる行為に、窃盗罪（235 条）が成立するか。

- (1)、甲は、「他人の財物」である X の携帯電話を、X の意思に反して自分のリュックサックに入れ占有を取得、すなわち、「窃取」した。
- (2)、ア、甲には、窃盗罪の故意が認められる。

イ、不法領得の意思とは、権利者を排除し、他人の物を自己の物と同様に、その物の経済的用法に従い利用し又は処分する意思をいう。甲は、携帯電話を崖に捨てているため、権利者排除意思は認められる。しかし、甲に、利用処分意思が認められず、器物損壊罪（261 条）が成立するにとどまるのではないか。

ここで、利用処分意思是、財物から生ずる何らかの効用を享受する意思があれば認められる。

コメントの追加 [KI1]: 意識の要否という論点もあるにはありますが、通常は、監禁罪の客体又は「人」の議論とすると思います。

客体に関して、可能的自由説を探る場合、意識の要否は当然に不要になるため、この議論自体がいらなくなります。

本件では、甲は、Xの死体の発見を困難にし、自己の犯跡を隠蔽するために、携帯電話のGPS機能から生ずる位置情報という効用を享受する意思があり、利用処分意思が認められる。

コメントの追加 [KI2]: あり得る見解だと思います。

したがって、甲には、不法領得の意思が認められる。

(3)、よって、甲のかかる行為には窃盜罪が成立する。

2、甲は、崖まで運んで落とすためにXを持ち上げた際に、Xのズボンのポケットから落ちた財布に入っていた現金3万円を抜き取った。甲のかかる行為に窃盜罪が成立するか。

(1)、甲は、Xの意思に反して、「他人の財物」である現金3万円の占有を取得、すなわち、「窃取」した。

(2)、甲は、Xが死亡したと誤信した後に領得の意思が生じ、Xの財布を窃取している。そこで、甲は、Xの財布に対する占有を侵害することを認識・認容しておらず、窃盜罪の故意が認められないのではないか。

たしかに、死者の占有は認められない。しかし、致死行為を利用して財物を取得した者との関係では、全体的に考察して被害者の生前の占有を保護すべき場合があると解する。

本件では、甲の主觀においては、甲はXを殺害した者であり、Xの首を絞めてから5分後に、同じ小屋で現金を窃取している。したがって、Xの生前の占有は甲との関係でなお保護に値し、窃盜罪の故意が認められる。

また、不法領得の意思も認められる。

(3)、よって、甲のかかる行為に、窃盜罪が成立する。

3、甲は、Xを殺すため、Xの首を両手で強く絞め、Xを失神させた（以下、第1行為）。甲は、失神したXを死亡したと軽信し、Xを崖から地面に落下させ死亡させた（以下、第2行為）。

(1)、ここで、第1行為と第2行為は一体の行為として評価できないか。

この点、人間の行為は主觀面と客觀面の統合体であるため、両行為が主觀的にも客觀的にも密接関連性を有する場合、具体的には、客觀的には時間的・場所的近接性及び行為態様の共通性が、主觀的には同一の意思決定に貫かれたものと認められる場合は一体の行為と評価できる。

本件では、甲は、第1行為は殺人の故意で、第2行為は死体遺棄の故意で実行しているため、両行為が同一の意思決定に貫かれたものとは認められず、両行為は一体の行為と評価できない。

(2)、第1行為に殺人罪（199条）が成立するか。

ア、甲は、抵抗できないXの首を両手で強く絞めており、これは自然の死期に先立つて人の生命を断絶させる現実的危険性を有する行為である。そして、Xは死亡している。

しかし、Xは第2行為による頭部外傷により死亡しているため、第1行為とXの死亡という結果との間に因果関係が認められるか。

因果関係は、条件関係を前提に行為に内在する危険が結果に現実化した場合に認められる。

本件では、第1行為によりXが失神しなければ、甲はXが死亡したと誤信せず、

甲が誤信しなければ、甲は第2行為を実行しなかったため条件関係が認められる。Xは第2行為による頭部外傷により死亡しており、第2行為の結果への寄与度は大きい。しかし、甲は、滑落死を装うために、殺害後Xを崖から落とすことを計画しているため、第1行為の実行後に第2行為を行う蓋然性は高い。したがって、第1行為に内在する危険がVの死亡という結果に現実化したといえ、因果関係は認められる。

イ、また、甲には殺人罪の故意が認められる。

ウ、よって、第1行為に殺人罪が成立する

(3)、第2行為に殺人罪が成立するか。

ア、Xは甲の第2行為による頭部外傷により死亡している。

イ、しかし、甲は死体遺棄罪の故意しか有しておらず、故意が阻却されるか(38条2項)。

この点、38条2項が故意を阻却するのは、行為者が認識した事実と現実に発生した事実が構成要件を異にする場合は反対動機の形成が不可能であり、この場合に故意犯を成立させるのは責任主義に反するためである。しかし、両事実の構成要件が重なり合う場合には反対動機は形成可能であり、その限度で故意犯が成立する。

構成要件の主要要素は行為と結果であるから、構成要件が重なり合は、行為態様と保護法益が共通の場合に認められる。

本件では、殺人罪の保護法益は人の生命で、死体遺棄罪の保護法益は公衆の宗教的感情及び死者に対する敬虔感情である。したがって、両罪の構成要件に重なり合は認められず、甲の故意は阻却される。

ウ、よって、甲の第2行為には過失致死罪(210条)が成立する。

第3、罪数

甲には、①殺人罪、②過失致死罪及び③2つの窃盗罪が成立する。①と②は保護法益が同一であるから、②が①に吸収され、殺人罪及び2つの窃盗罪が併合罪(45条前段)となる。

以上

コメントの追加 [KI4]: 因果関係の錯誤については?

コメントの追加 [KI5]: 死の二重評価になってしまうで、過失致傷の限度だと思います。

(講評)

出題の趣旨に沿った回答がなされていると思います。監禁罪に関しては、論点を復習してください。

(評価) A